

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

- 最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	第1条第1項第2号	「金融庁長官が指定する最終指定親会社」とあるが、指定に関する規定が存在せず、現状指定している最終指定親会社は存在しないこと、また、指定に関しては基本的に国際合意にも則り G-SIBs の指定に沿った形になるはずという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
2	第1条第2項第1号	Fannie Mae および Freddie Mac が、第1条第2項の適用除外項目に含まれていない。 第1号二に外国政府等が除外されるものとして規定されているが、外国においても同様に国・政府保証等に準じた扱いにできる機関で特に重要なものは除外項目として含まれていない。 Fannie Mae および Freddie Mac については米国やカナダにおいて大口上限の適用除外となっている上、市場規模も大きく、いわゆるレベルプレイングフィールドの観点から除外項目に含めていただきたい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、最終指定親会社のビジネス・モデルに与える影響等を踏まえた上で、最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることについて、本告示第6条第1項に規定する「やむを得ない理由」があり、同条第2項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けたときは、第1条柱書のただし書きの規定が適用されます。
3	第2条	金融商品取引法施行令第15条の16の2において規定	ご意見を踏まえ、条文を修正しました。

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>される「子会社等」は、「親会社等 [中略] によりその意思決定機関を支配されている他の会社等」とされている。</p> <p>一方で、連結財務諸表規則第5条より会計上の連結子会社は、施行令と同様に意思決定機関の支配を基準としているものの、一時的なものや合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものは除かれるとされる。</p> <p>また、連結自己資本規制については会計連結の上に金融子会社が常に加わると理解している。</p> <p>従って、施行令の子会社の範囲と会計・規制の連結範囲には、重要性原則や一時的な支配等による差異（＝非連結子会社）があり、大口告示の与信者合算範囲には非連結子会社も含まれると読める。</p> <p>同じ信用リスクをベースとする連結自己資本規制と大口信用供与規制が異なる連結範囲を採用する積極的な意義は乏しく、また会計面ですでに重要性が低いと判断された子会社での信用供与の仔細を把握する負荷も合理性に欠く場合が多いと考えられる。</p>	

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>大口信用供与の与信者合算範囲は、可能な限り、連結自己資本規制の基準と平仄をとった形になることを希望する。</p> <p>なお、バーゼル合意では与信者合算範囲は規制連結の範囲とされており、非連結子会社は含まれず、また、本告示案第5条に定める自己資本の純合計額に非連結子会社の自己資本は含まれないものと理解している。</p>	
4	第4条第1項第4号ハ	<p>「トレーディング商品勘定」とあるが、引受けにより取得したポジションについては（契約日ではなく）払込日時点より与信額集計の対象としていただきたい。</p> <p>所要自己資本に係るバーゼル国際合意（RBC 25.6(3)）においては、トレーディング勘定への分類商品の一つとしての引受業務から生じる商品が以下の通り定められており、所要自己資本計算における与信額については、払込日時点とするよう定められている。</p> <p>“instruments resulting from underwriting commitments, where underwriting commitments refer only to securities underwriting, and relate only to securities that are expected to be actually</p>	<p>引受けにより取得したポジションについては、元引受契約上、払込日までに発生した発行体のデフォルトに対する解除条件が規定されている等、適切なリスクヘッジがなされている場合であれば、払込日において現に取得することとなると予測される証券をもとに信用の供与等の額を算出することが可能であると考えられます。</p>

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>purchased by the bank on the settlement date.”</p> <p>大口信用供与等規制は、自己資本比率規制を補完するものであると認識しており、与信額の認識タイミング等についても整合的であるべきと考える。その上で、バーゼル国際合意との整合性を確保するよう検討いただきたい。</p>	
5	第4条第1項第4号ハ	<p>証券の引受について、経理基準では契約日に認識することになっている。</p> <p>基本的に募集期間は短期でありその期間内のデフォルトリスクは限りなく小さいことや、証券の発行市場への影響を考慮し、特に大口の引受は他規制で想定される「払込日ベースの募残予測値」等、ごく短期的な振れ幅が抑制される方向でのエクスポージャ計上が可能となるように、ガイドラインもしくはQ&A等で示していただきたい。</p>	<p>引受けにより取得したポジションについては、元引受契約上、払込日までに発生した発行体のデフォルトに対する解除条件が規定されている等、適切なリスクヘッジがなされている場合であれば、払込日において現に取得することとなると予測される証券をもとに信用の供与等の額を算出することが可能であると考えられます。</p>
6	第4条第8項	<p>「この場合において、当該信用リスク削減手法により保全される額は、当該信用リスク削減手法により債務を負担する者等〔中略〕に対する信用の供与等とみなして、当該担保等提供者に対する他の信用の供与等の額と合計して計算するものとする。」とあるが、英国 PRA は、</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		レポ形式の取引に対する置き換え法については影響度分析や更なるルールの明確化が必要であるとして、一旦適用を留保している。公平な競争条件確保の観点からも、このような海外当局による適用状況を考慮のうえ、本邦最終指定親会社への適用につきご検討頂きたい。	
7	附則第1項	本告示の適用時期は、バーゼル3規制導入（2024年3月）以降となる認識で正しいか。 システム開発、プロセス及び統制の構築等、本規制適用に向けた準備を確実にを行うため、本告示最終化から適用まで1年の期間は確保いただきたい。	本告示の適用時期は、ご認識の通り、2024年3月末を予定しております。
8	附則第1項	適用時期については2024年3月を前提として対応準備を進めることとしたい。	本告示の適用時期は、ご認識の通り、2024年3月末を予定しております。
9	その他	米国及びカナダ規制においては、米連邦住宅金融局管理下にあるFannie Mae及びFreddie Macが発行又は保証する証券は本規制の適用除外とされている。 参考までに、当該証券については、Moody's等の格付機関より、米国住宅ローン市場における当該債券の重要性から強力な米国政府支援を受けているとして、米国債同様のAAA長期債務格付が付与されている。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、最終指定親会社のビジネス・モデルに与える影響等を踏まえた上で、最終指定親会社に係る信用供与等限度額を超えることについて、本告示第6条第1項に規定する「やむを得ない理由」があり、同条第2項の規定に基づき金融庁長官の承認を受けたときは、第1条柱書のただし書きの規定が適用されます。

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>バーゼル国際合意（LEX30.31）における以下の政府保証等に相当すると判断され、適用除外の扱いとされたものと思われる。</p> <p>” Any portion of an exposure guaranteed by, or secured by financial instruments issued by, sovereigns would be similarly excluded from the scope of this framework to the extent that the eligibility criteria for recognition of the credit risk mitigation are met.”</p> <p>本邦においても、国際的な市場の公平性を確保する観点から、米国及びカナダ規制同様、米連邦住宅金融局管理下にある Fannie Mae 及び Freddie Mac が発行又は保証する証券を適用除外の対象に含めていただきたい。</p>	
10	その他	<p>バーゼル国際合意（LEX10.7）においては、外国政府及び中央銀行等は、以下の通り、その信用力に拘らず本規制の適用除外となっている。</p> <p>” The only counterparties that are exempted from the framework are sovereigns as defined in LEX30.31.”</p> <p>告示案通りリスク・ウェイトが 0%の外国政府及び中央</p>	貴重なお意見として承ります。

No.	条文番号	コメントの概要	金融庁の考え方
		<p>銀行等のみ適用除外とすると、バーゼル国際合意と整合的でないことに加え、各海外当局の規制とも整合性が取れず、公平な競争条件が確保できなくなる可能性がある。(例えば、告示案においてはイタリア国債、スペイン国債等は本規制の対象となるが、欧州等の規制においては適用除外となる)バーゼル国際合意通りの要件とするか、若しくは、当該適用範囲の拡張が大きな影響を与える国債を担保とするレポ取引に対する置き換え法適用について再検討いただきたい。</p>	

○ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
11	IV-5-5-4-2(1)	<p>弊社では、債務者グループを「債務者、及び当該債務者との間で、50%超の議決権の保有等の法的な支配関係、又は直接的・間接的な支配、与信枠の供与、若しくは相当程度の財務的な依存関係にあるとクレジット部署が判断するエンティティで構成される集合体」と定義し、経済的相互依存関係を相当程度の財務的な依存関係に該当すると捉えているが、なお以下の困難性があると考えている。</p> <p>(1) 公開情報から得られる程度の情報で、経済的相互依存関係の有効な判定結果とならない場合があることが懸念される（貸付金の返済調達源、総収入・総支出の他の特定のカウンターパーティーへの依存性等）</p> <p>(2) 公開情報からは得られない情報に基づいて経済的相互依存関係を判定しようとしても、与信審査等によりカウンターパーティーの財務情報等を審査する機能を有する銀行業と異なり、トレーディング業務を主たる事業としている当社のような業態では困難</p> <p>従って、弊社では経済的相互依存関係を当該規定に則</p>	<p>経済的な相互依存関係が認められる者かどうかは、最終指定親会社としての認識に基づき個別に判断されます（金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針IV-5-5-4-2(1)(注))。そのため、債務者グループの範囲について、一律に定まるものではありませんが、最終指定親会社の業態や公表情報の程度等は勘案されるものと考えられます。</p>

No.	項目	コメントの概要	金融庁の考え方
		し、ベストエフォートベースで債務者グループを認定しようと考えているが、この点、監督上も配慮いただきたい。	